

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年 7 月 1 日条例第34号	世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 昭和62年 7 月 1 日条例第34号
改正 平成元年 9 月27日条例第52号 平成 2 年12月 6 日条例第55号 平成 3 年 9 月21日条例第42号 平成 4 年 3 月16日条例第42号 平成 4 年 9 月25日条例第62号 平成 5 年 3 月12日条例第23号 平成 5 年 6 月24日条例第44号 平成 5 年 9 月22日条例第47号 平成 6 年 9 月21日条例第40号 平成 8 年 6 月19日条例第31号 平成 9 年 6 月18日条例第44号 平成 9 年10月 3 日条例第52号 平成10年 3 月12日条例第24号 平成10年 6 月18日条例第41号 平成10年12月 7 日条例第62号 平成11年10月 1 日条例第46号 平成11年12月10日条例第56号 平成12年 3 月13日条例第63号 平成12年 6 月26日条例第83号 平成12年12月11日条例第119号 平成13年 6 月18日条例第53号	改正 平成元年 9 月27日条例第52号 平成 2 年12月 6 日条例第55号 平成 3 年 9 月21日条例第42号 平成 4 年 3 月16日条例第42号 平成 4 年 9 月25日条例第62号 平成 5 年 3 月12日条例第23号 平成 5 年 6 月24日条例第44号 平成 5 年 9 月22日条例第47号 平成 6 年 9 月21日条例第40号 平成 8 年 6 月19日条例第31号 平成 9 年 6 月18日条例第44号 平成 9 年10月 3 日条例第52号 平成10年 3 月12日条例第24号 平成10年 6 月18日条例第41号 平成10年12月 7 日条例第62号 平成11年10月 1 日条例第46号 平成11年12月10日条例第56号 平成12年 3 月13日条例第63号 平成12年 6 月26日条例第83号 平成12年12月11日条例第119号 平成13年 6 月18日条例第53号

改正後	改正前
平成13年10月2日条例第58号	平成13年10月2日条例第58号
平成14年3月13日条例第27号	平成14年3月13日条例第27号
平成14年6月21日条例第46号	平成14年6月21日条例第46号
平成14年12月6日条例第67号	平成14年12月6日条例第67号
平成15年3月13日条例第28号	平成15年3月13日条例第28号
平成15年10月1日条例第69号	平成15年10月1日条例第69号
平成15年12月9日条例第86号	平成15年12月9日条例第86号
平成16年3月12日条例第21号	平成16年3月12日条例第21号
平成16年6月22日条例第37号	平成16年6月22日条例第37号
平成17年3月14日条例第18号	平成17年3月14日条例第18号
平成17年9月29日条例第68号	平成17年9月29日条例第68号
平成17年12月9日条例第87号	平成17年12月9日条例第87号
平成18年3月14日条例第39号	平成18年3月14日条例第39号
平成18年12月11日条例第80号	平成18年12月11日条例第80号
平成18年12月19日条例第87号	平成18年12月19日条例第87号
平成19年6月25日条例第40号	平成19年6月25日条例第40号
平成19年12月11日条例第67号	平成19年12月11日条例第67号
平成20年3月11日条例第23号	平成20年3月11日条例第23号
平成20年6月24日条例第39号	平成20年6月24日条例第39号
平成21年6月22日条例第32号	平成21年6月22日条例第32号
平成22年3月9日条例第17号	平成22年3月9日条例第17号
平成22年9月30日条例第39号	平成22年9月30日条例第39号
平成22年12月7日条例第50号	平成22年12月7日条例第50号
平成24年12月10日条例第77号	平成24年12月10日条例第77号
平成25年3月5日条例第20号	平成25年3月5日条例第20号
平成26年3月7日条例第17号	平成26年3月7日条例第17号
平成27年10月2日条例第39号	平成27年10月2日条例第39号

改正後	改正前
<p>平成28年 3 月 8 日条例第17号 平成28年 9 月29日条例第47号 平成29年 3 月 7 日条例第18号 平成29年 6 月26日条例第32号 平成29年10月 3 日条例第47号 平成30年 6 月26日条例第51号 平成30年10月 1 日条例第64号 平成31年 3 月 5 日条例第14号</p>	<p>平成28年 3 月 8 日条例第17号 平成28年 9 月29日条例第47号 平成29年 3 月 7 日条例第18号 平成29年 6 月26日条例第32号 平成29年10月 3 日条例第47号 平成30年 6 月26日条例第51号 平成30年10月 1 日条例第64号</p>
<p>世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例</p>	<p>世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例</p>
<p>第 1 条～第 3 条 略</p>	<p>第 1 条～第 3 条 略</p>
<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>	<p>(建築物の容積率の最高限度)</p>
<p>第 4 条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 (以下「容積率」という。) は、別表第 2 から別表第 4 までの計画地区に応じ、それぞれ別表第 2 の計画地区にあっては同表イ欄、別表第 2 の 2 の計画地区にあっては同表イ欄、別表第 3 の計画地区にあっては同表ア欄、別表第 4 の計画地区にあっては同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。ただし、別表第 2 イ欄に計画地区内の公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度 (以下「暫定容積率」という。) 及び当該計画地区の特性に応じた建築物の容積率の最高限度 (以下「目標容積率」という。) が定めてある場合においては、法第68条の 4 の規定により当該計画地区の地区計画の内容 (暫定容積率を除く。) に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められた建築物については、暫定容積率を適用しない。</p>	<p>第 4 条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合 (以下「容積率」という。) は、別表第 2 から別表第 4 までの計画地区に応じ、それぞれ別表第 2 の計画地区にあっては同表イ欄、別表第 2 の 2 の計画地区にあっては同表イ欄、別表第 3 の計画地区にあっては同表ア欄、別表第 4 の計画地区にあっては同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。ただし、別表第 2 イ欄に計画地区内の公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率の最高限度 (以下「暫定容積率」という。) 及び当該計画地区の特性に応じた建築物の容積率の最高限度 (以下「目標容積率」という。) が定めてある場合においては、法第68条の 4 の規定により当該計画地区の地区計画の内容 (暫定容積率を除く。) に適合し、かつ、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められた建築物については、暫定容積率を適用しない。</p>
<p>2 前項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計 (同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)</p>	<p>2 前項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計 (同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)</p>

改正後	改正前
<p>に次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として、当該各号に掲げる建築物の部分の床面積は算入しない。</p> <p>(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分 5分の1</p> <p>(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1</p> <p>(3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分 50分の1</p> <p>(4) 自家発電設備を設ける部分 100分の1</p> <p>(5) 貯水槽を設ける部分 100分の1</p> <p>3 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホ - ムその他これらに類するもの（以下この項及び第5項において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）は、算入しない。</p> <p>4 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。ただし、建築物が世田谷区斜面地等にお</p>	<p>に次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として、当該各号に掲げる建築物の部分の床面積は算入しない。</p> <p>(1) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分 5分の1</p> <p>(2) 専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分 50分の1</p> <p>(3) 蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分 50分の1</p> <p>(4) 自家発電設備を設ける部分 100分の1</p> <p>(5) 貯水槽を設ける部分 100分の1</p> <p>3 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホ - ムその他これらに類するもの（以下この項及び第5項において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）は、算入しない。</p> <p>4 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3メートルを超える場合においては、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。ただし、建築物が世田谷区斜面地等にお</p>

改正後	改正前
<p>ける建築物の制限に関する条例(平成17年3月世田谷区条例第19号)第2条第2項に規定する斜面地建築物であって、同条例第7条に規定する用途地域内にあるときは、同条に定める地盤面を前項の地盤面とする。この場合において、当該建築物が同条に規定する用途地域の内外にわたるときは、同条例第8条の規定を準用する。</p> <p>5 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。</p> <p>6 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条の規定による計画の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る 同法第2条第16号に規定する 特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設(同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。) 又は同法第22条の2の規定による計画の認定を受けた計画(同条第5項において準用する同法第18条第1項による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る同法第22条の2第1項に規定する協定建築物(以下「認定協定建築物」という。)の協定建築物特定施設(同項に規定する協定建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第24条の規定により、認定特定建築物 又は認定協定建築物 の延べ面積の10分の1を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設 又は当該認定協定建築物の協定建築物特定施設 の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>	<p>ける建築物の制限に関する条例(平成17年3月世田谷区条例第19号)第2条第2項に規定する斜面地建築物であって、同条例第7条に規定する用途地域内にあるときは、同条に定める地盤面を前項の地盤面とする。この場合において、当該建築物が同条に規定する用途地域の内外にわたるときは、同条例第8条の規定を準用する。</p> <p>5 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しない。</p> <p>6 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条の規定による計画の認定を受けた計画(同法第18条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に係る特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築物特定施設(同法第2条第18号に規定する建築物特定施設をいう。以下同じ。)の床面積のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第24条の規定により、認定特定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、当該認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるものは、算入しない。</p>

改正後	改正前
<p>7 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号)第13条の規定に基づき、低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める施設又は設備を設ける部分の床面積の合計(当該床面積の合計が当該低炭素建築物の延べ面積の20分の1を超える場合においては、当該低炭素建築物の延べ面積の20分の1)は、算入しない。</p> <p>第5条～第19条 略</p> <p>付 則 この条例は、昭和62年8月1日から施行する。</p> <p>付 則(平成元年9月27日条例第52号) この条例は、平成元年10月11日から施行する。</p> <p>付 則(平成2年12月6日条例第55号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則(平成3年9月21日条例第42号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成4年3月16日条例第42号) この条例は、規則で定める日から施行する。(平成4年3月規則第4号で、同4年3月16日から施行)</p> <p>附 則(平成4年9月25日条例第62号) この条例は、平成4年10月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成5年3月12日条例第23号) この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定(東京都市計画喜多見南部地区地区整備計画に係る部分に限る。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による東京都市計画喜多見南部地区地区計画の決定の告示があった日から施行する。(平成5年4月6日=平成5年4月6日付 世田谷</p>	<p>7 第1項に規定する容積率の算定の基礎となる延べ面積には、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号)第13条の規定に基づき、低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定める施設又は設備を設ける部分の床面積の合計(当該床面積の合計が当該低炭素建築物の延べ面積の20分の1を超える場合においては、当該低炭素建築物の延べ面積の20分の1)は、算入しない。</p> <p>第5条～第19条 略</p> <p>付 則 この条例は、昭和62年8月1日から施行する。</p> <p>付 則(平成元年9月27日条例第52号) この条例は、平成元年10月11日から施行する。</p> <p>付 則(平成2年12月6日条例第55号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則(平成3年9月21日条例第42号) この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成4年3月16日条例第42号) この条例は、規則で定める日から施行する。(平成4年3月規則第4号で、同4年3月16日から施行)</p> <p>附 則(平成4年9月25日条例第62号) この条例は、平成4年10月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成5年3月12日条例第23号) この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定(東京都市計画喜多見南部地区地区整備計画に係る部分に限る。)は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による東京都市計画喜多見南部地区地区計画の決定の告示があった日から施行する。(平成5年4月6日=平成5年4月6日付 世田谷</p>

改正後	改正前
<p>区告示第98号)</p> <p>附 則(平成5年6月24日条例第44号)</p> <p>この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)の施行の日(平成5年6月25日)から施行する。</p> <p>附 則(平成5年9月22日条例第47号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成6年9月21日条例第40号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成5年法律第89号)の施行の日から施行する。</p> <p>附 則(平成8年6月19日条例第31号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成9年6月18日条例第44号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成9年10月3日条例第52号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年3月12日条例第24号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年6月18日条例第41号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年12月7日条例第62号)</p> <p>この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による東京都市計画砦五丁目地区地区計画の決定の告示があった日から施行する。(平成10年12月24日=平成10年12月24日付 世田谷区告示第362号)</p> <p>附 則(平成11年10月1日条例第46号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>区告示第98号)</p> <p>附 則(平成5年6月24日条例第44号)</p> <p>この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)の施行の日(平成5年6月25日)から施行する。</p> <p>附 則(平成5年9月22日条例第47号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成6年9月21日条例第40号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成5年法律第89号)の施行の日から施行する。</p> <p>附 則(平成8年6月19日条例第31号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成9年6月18日条例第44号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成9年10月3日条例第52号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年3月12日条例第24号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年6月18日条例第41号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成10年12月7日条例第62号)</p> <p>この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定による東京都市計画砦五丁目地区地区計画の決定の告示があった日から施行する。(平成10年12月24日=平成10年12月24日付 世田谷区告示第362号)</p> <p>附 則(平成11年10月1日条例第46号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成11年12月10日条例第56号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年 3月13日条例第63号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年 6月26日条例第83号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年12月11日条例第119号） この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による東京都市計画世田谷西部地域上北沢・桜上水・八幡山地区地区計画の変更の決定の告示があった日から施行する（平成13年 1月15日＝平成13年 1月15日付 世田谷区告示第32号）</p> <p>附 則（平成13年 6月18日条例第53号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定（東京都市計画世田谷西部地域喜多見・成城地区地区整備計画に係る部分に限る。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による東京都市計画世田谷西部地域喜多見・成城地区地区計画の変更の決定の告示のあった日から施行する。（平成13年 7月 6日＝平成13年 7月 6日付 世田谷区告示第385号）</p> <p>附 則（平成13年10月 2日条例第58号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年 3月13日条例第27号） この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による東京都市計画芦花公園駅南口地区地区計画の決定の告示があった日から施行する。（平成14年 3月20日＝平成14年 3月20日付 世田谷区告示第117号）</p>	<p>附 則（平成11年12月10日条例第56号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年 3月13日条例第63号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年 6月26日条例第83号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成12年12月11日条例第119号） この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による東京都市計画世田谷西部地域上北沢・桜上水・八幡山地区地区計画の変更の決定の告示があった日から施行する（平成13年 1月15日＝平成13年 1月15日付 世田谷区告示第32号）</p> <p>附 則（平成13年 6月18日条例第53号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定（東京都市計画世田谷西部地域喜多見・成城地区地区整備計画に係る部分に限る。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による東京都市計画世田谷西部地域喜多見・成城地区地区計画の変更の決定の告示のあった日から施行する。（平成13年 7月 6日＝平成13年 7月 6日付 世田谷区告示第385号）</p> <p>附 則（平成13年10月 2日条例第58号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年 3月13日条例第27号） この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による東京都市計画芦花公園駅南口地区地区計画の決定の告示があった日から施行する。（平成14年 3月20日＝平成14年 3月20日付 世田谷区告示第117号）</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成14年6月21日条例第46号） この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による東京都市計画世田谷西部地域千歳台地区地区計画の変更の決定の告示があった日から施行する。（平成14年6月28日＝平成14年6月28日付 世田谷区告示第342号）</p>	<p>附 則（平成14年6月21日条例第46号） この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による東京都市計画世田谷西部地域千歳台地区地区計画の変更の決定の告示があった日から施行する。（平成14年6月28日＝平成14年6月28日付 世田谷区告示第342号）</p>
<p>附 則（平成14年12月6日条例第67号）</p> <p>1 この条例は、建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号）の施行の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正前の世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（以下「旧条例」という。）に規定する東京都市計画二子玉川東地区再開発地区整備計画の区域内における建築物の制限は、この条例による改正後の世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（以下「新条例」という。）に規定する東京都市計画二子玉川東地区再開発地区整備計画の区域内における建築物の制限とみなす。</p> <p>3 この条例の施行前に、旧条例に規定する東京都市計画二子玉川東地区再開発地区整備計画の区域内について旧条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、新条例に規定する東京都市計画二子玉川東地区再開発地区整備計画の区域内について新条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。</p>	<p>附 則（平成14年12月6日条例第67号）</p> <p>1 この条例は、建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号）の施行の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正前の世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（以下「旧条例」という。）に規定する東京都市計画二子玉川東地区再開発地区整備計画の区域内における建築物の制限は、この条例による改正後の世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（以下「新条例」という。）に規定する東京都市計画二子玉川東地区再開発地区整備計画の区域内における建築物の制限とみなす。</p> <p>3 この条例の施行前に、旧条例に規定する東京都市計画二子玉川東地区再開発地区整備計画の区域内について旧条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、新条例に規定する東京都市計画二子玉川東地区再開発地区整備計画の区域内について新条例の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。</p>
<p>附 則（平成15年3月13日条例第28号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条に1項を加える改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成15年3月13日条例第28号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条に1項を加える改正規定は、平成15年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成15年10月1日条例第69号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成15年10月1日条例第69号） この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成15年12月9日条例第86号）</p>	<p>附 則（平成15年12月9日条例第86号）</p>

改正後	改正前
<p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年3月12日条例第21号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年6月22日条例第37号）</p> <p>この条例は、平成16年6月24日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（東京都市計画成城学園前駅周辺地区地区整備計画に係る部分に限る。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による東京都市計画成城学園前駅周辺地区地区整備計画の変更の決定の告示のあった日から施行する。（平成16年6月24日＝平成16年6月24日付 世田谷区告示第486号）</p> <p>附 則（平成17年3月14日条例第18号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第3項、第12条第4項及び第13条の改正規定は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第67号）の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年9月29日条例第68号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年12月9日条例第87号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月14日条例第39号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年12月11日条例第80号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第4項にただし書を加える改正規定は、平成19年2月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年12月19日条例第87号抄）</p> <p>（施行期日）</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年3月12日条例第21号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成16年6月22日条例第37号）</p> <p>この条例は、平成16年6月24日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（東京都市計画成城学園前駅周辺地区地区整備計画に係る部分に限る。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による東京都市計画成城学園前駅周辺地区地区整備計画の変更の決定の告示のあった日から施行する。（平成16年6月24日＝平成16年6月24日付 世田谷区告示第486号）</p> <p>附 則（平成17年3月14日条例第18号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第3項、第12条第4項及び第13条の改正規定は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成16年法律第67号）の施行の日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年9月29日条例第68号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年12月9日条例第87号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月14日条例第39号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年12月11日条例第80号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第4項にただし書を加える改正規定は、平成19年2月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成18年12月19日条例第87号抄）</p> <p>（施行期日）</p>

改正後	改正前
<p>1 この条例は、平成18年12月20日から施行する。ただし、附則第4項の規定（第7条第2項第6号の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年6月25日条例第40号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2東京都市計画世田谷西部地域上北沢・桜上水・八幡山地区地区整備計画の部住宅地区の項の改正規定（同項イの欄第4号中エをオとし、ウをエとし、イの次にウを加える部分を除く。）、同表東京都市計画世田谷西部地域北烏山北部地区地区整備計画の部住宅地区の項の改正規定（同項イの欄第4号中エをオとし、ウをエとし、イの次にウを加える部分を除く。）、同表東京都市計画世田谷西部地域喜多見地区地区整備計画の部住宅地区の項の改正規定（同項イの欄第4号中エをオとし、ウをエとし、イの次にウを加える部分を除く。）、同表東京都市計画世田谷西部地域喜多見・成城地区地区整備計画の部住宅地区の項の改正規定（同項イの欄第4号中エをオとし、ウをエとし、イの次にウを加える部分を除く。）、同表東京都市計画世田谷西部地域千歳台地区地区整備計画の部住宅地区の項の改正規定（同項イの欄第4号中エをオとし、ウをエとし、イの次にウを加える部分を除く。）及び別表第3の改正規定（同表アの欄第4号中エをオとし、ウをエとし、イの次にウを加える部分を除く。）は、平成19年11月30日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年12月11日条例第67号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年3月11日条例第23号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の次に1条を加える改正規定（第14条の2第2項に係る部分に限る。）は、平成20年5月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年6月24日条例第39号）</p>	<p>1 この条例は、平成18年12月20日から施行する。ただし、附則第4項の規定（第7条第2項第6号の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年6月25日条例第40号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2東京都市計画世田谷西部地域上北沢・桜上水・八幡山地区地区整備計画の部住宅地区の項の改正規定（同項イの欄第4号中エをオとし、ウをエとし、イの次にウを加える部分を除く。）、同表東京都市計画世田谷西部地域北烏山北部地区地区整備計画の部住宅地区の項の改正規定（同項イの欄第4号中エをオとし、ウをエとし、イの次にウを加える部分を除く。）、同表東京都市計画世田谷西部地域喜多見地区地区整備計画の部住宅地区の項の改正規定（同項イの欄第4号中エをオとし、ウをエとし、イの次にウを加える部分を除く。）、同表東京都市計画世田谷西部地域喜多見・成城地区地区整備計画の部住宅地区の項の改正規定（同項イの欄第4号中エをオとし、ウをエとし、イの次にウを加える部分を除く。）、同表東京都市計画世田谷西部地域千歳台地区地区整備計画の部住宅地区の項の改正規定（同項イの欄第4号中エをオとし、ウをエとし、イの次にウを加える部分を除く。）及び別表第3の改正規定（同表アの欄第4号中エをオとし、ウをエとし、イの次にウを加える部分を除く。）は、平成19年11月30日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年12月11日条例第67号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年3月11日条例第23号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の次に1条を加える改正規定（第14条の2第2項に係る部分に限る。）は、平成20年5月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成20年6月24日条例第39号）</p>

改正後	改正前
<p>この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成21年 6 月22日条例第32号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成22年 3 月 9 日条例第17号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成22年 9 月30日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成22年12月 7 日条例第50号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成24年12月10日条例第77号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成25年 3 月 5 日条例第20号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成26年 3 月 7 日条例第17号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年10月 2 日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成28年 3 月 8 日条例第17号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成28年 9 月29日条例第47号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成29年 3 月 7 日条例第18号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成29年 6 月26日条例第32号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成29年10月 3 日条例第47号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成21年 6 月22日条例第32号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成22年 3 月 9 日条例第17号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成22年 9 月30日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成22年12月 7 日条例第50号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成24年12月10日条例第77号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成25年 3 月 5 日条例第20号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成26年 3 月 7 日条例第17号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成27年10月 2 日条例第39号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成28年 3 月 8 日条例第17号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成28年 9 月29日条例第47号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成29年 3 月 7 日条例第18号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成29年 6 月26日条例第32号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（平成29年10月 3 日条例第47号） この条例は、公布の日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則（平成30年 6 月26日条例第51号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年10月 1 日条例第64号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成31年 3 月 5 日条例第14号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 6 項の改正規定は、平成31年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>附 則（平成30年 6 月26日条例第51号） この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年10月 1 日条例第64号） この条例は、公布の日から施行する。</p>